

## 利 用 規 約

この規約は（以下「本規約」）は、利用者（以下「バス会社」）が、株式会社バスくるグループ（以下「当社」）が提供する JBus サービス（以下「本サービス」）をご利用頂く際の取扱いにつき定めるものです。本規約に同意した上で本サービスをご利用ください。

### 第 1 条（適用）

本規約は、バス会社とお客様および当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします（本利用規約に定めのない事項については、標準旅行業約款及び民法の一般条項の定めに従って処理をするものとしますが、それらが抵触する場合には、本利用規約の定めが優先するものとします。）。

2 本利用規約に基づき当社が提供するサービスの範囲は、下記のとおりとなります。

- (1) アプリを用いたマッチングの提供
- (2) 第 10 条に定める通知
- (3) 送金処理

### 第 2 条（利用登録）

- 1 登録希望バス会社は、本規約に同意の上登録申込書を提出することによって利用登録を申請し、当社がこれを承認し、利用登録完了のメールをバス会社にすることによって、利用登録が完了するものとします。
- 2 当社は利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 利用登録の申請内容が虚偽と疑われると当社が判断した場合
  - (3) 登録申請書に必要事項が記載されていない場合や必要書類が添付されていない場合
  - (4) 過去に本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (5) その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

### 第 3 条（アカウントの管理）

- 1 バス会社は、利用に際して登録した情報のうち編集可能なものについては、自己の責任の下、任意に登録、管理するものとします。
- 2 バス会社は、必ず利用者自ら本サービスを利用しなければならず、本サービスないしアカウントを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買などをしてはならないものとします。
- 3 当社は、登録アカウントによって本サービスの利用があった場合、利用登録をおこなったバス会社が利用したものと扱うことができ、当該利用によって生じた結果ならびにそれに伴う一切の責任については、利用登録を行ったバス会社に帰属するものとします。

### 第 4 条（個人情報等の取り扱い）

個人情報及び利用者情報については、当社が別途定める「JBUS サービスプライバシーポリシー」に則り、適正に取り扱うこととします。

## 第5条（禁止事項）

本サービスの利用にあたり、当社はバス会社に対し、次に掲げる行為を禁止します。当社において、バス会社が禁止事項に違反したと認めた場合、利用の一時停止、退会処分その他当社が必要と判断した措置を取ります。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 本サービスの内容等、知的財産権を侵害する行為
- (3) 当社または他の利用者に不利益・損害・不快感を与える行為
- (4) 当社または他の利用者の財産を侵害する行為、また経済的損害を与える行為
- (5) ネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為、またコンピューターウイルスや有害なプログラムを仕様またはそれを誘発する行為
- (6) 他の利用者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (7) 当サイトのサーバーやシステム、セキュリティへの攻撃等、当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (8) 本サービスで知り得た情報をもとにお客様とバス会社が直接連絡を取り合い、本サービスを介せずにバス運行の受託や料金の授受を行う行為
- (9) 上記の他、当社が不適切と判断する行為

## 第6条（本サービスの提供の停止等）

当社は、以下の事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- (2) 地震・落雷・火災・停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

## 第7条（免責）

- 1 当社は、本サービスの内容変更、中断、終了によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、バス会社の本サービスの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本サービスが法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 4 当社は、本サービスが全ての情報端末に対応していることを保証するものではなく、本サービスの利用に供する情報端末のOSのバージョンアップ等に伴い、本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、バス会社はあらかじめ了承するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合に当社が行うプログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証するものではありません。
- 5 バス会社は、AppStore、Google Play等のサービスストアの利用規約および運用方針の変更等に伴い、本サービスの一部又は全部の利用が制限される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 6 当社は、本サービスを利用したことにより直接的または間接的にバス会社に発生した損害について、一切賠償責任を負いません。

- 7 当社は、バス会社その他の第三者に発生した機会逸失、業務の中断その他いかなる損害（間接損害や逸失利益を含みます）に対して、一切の責任を負いません。
- 8 お客様とバス会社との間の紛争及びトラブルについて、当社は一切責任を負わないものとします。両社間でトラブルになった場合でも、両者同士の責任で解決するものとし、当社には一切の請求をしないものとします。
- 9 バス会社は、本サービスの利用に関連し、他の利用者及び第三者に損害を与えた場合、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社には一切の迷惑や損害を与えないものとします。
- 10 バス会社の行為により、第三者から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、バス会社の費用（弁護士費用）と責任で、これを解決するものとします。当社が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、バス会社は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含む）を支払うものとします。
- 11 バス会社が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、バス会社の費用と責任において当社に対して損害を賠償するものとします。

#### 第8条（利用制限および登録抹消）

当社は、バス会社が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはバス会社としての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 料金等の支払債務の不履行があった場合
- (4) 当社からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- (5) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- (6) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- (7) 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりバス会社に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第9条（退会）

バス会社は、当サイトからの退会を希望する場合には、直接当社までメールまたは電話にて連絡することで退会が可能となります。ただし、お客様とバス会社との契約が履行中の場合には退会することはできません。

#### 第10条（サイト利用の流れ）

バス会社は以下の流れに沿って、事務処理及びバスの運行を行います。

##### 1 バス運行料金の見積り提示

バス会社は、お客様からの見積り依頼案件の内容を確認し、見積り提示期限（サイトに記載されている見積り提示期限をいいます。）内にサイト内にて見積り提示を辞退するか見積りを提示してください。ただし、お客様の都合により、見積り提示期限より早期に見積り提示期間が終了することがあります。

お客様は、見積り金額に消費税を加算した額をバス運行料金として当社に支払います。当社は、バス運行料金からサイト利用料を差し引いた額をバス会社に支払いますので、国土交通省で定められた下限額を下回らない見積り金額の提示をお願いします。また、お客様の入力したバスの行程や運行時間が正確ではない場合も考えられますので、案件の内容を熟考の上、見積り提示をしてください。

## 2 運行契約

見積りを提出した案件について、見積提示期限日から 10 日以内に、案件の委託があるかないかがサイト内で通知されます。委託があった場合は、通知と同時に、バス運行契約の成立となります。

バス会社は、委託の通知後速やかに、サイトのフォームで受託の承認を行ってください。

## 3 運行計画

バス会社は、受託後 5 営業日以内にサイトの連絡フォームまたは電話にてお客様と直接連絡を取って詳細をつめ、運行計画を立ててください。運行計画が確定したら、運行申込書及び行程表（運行予定表）を作成し、サイト内に入力または添付ファイルとしてアップし、お客様に提示してください。また、運行日の前日の 17 時まで、乗務員の氏名および緊急連絡先を必ずお客様に連絡してください。

## 4 実費分の精算

バス会社は、運行当日に発生する有料道路料金・駐車料金・乗務員の宿泊代等について、運行終了までにお客様から受領してください。

ただし、お客様との取り決めでこの料金を後日精算とする場合、バス会社は運行が終了してからお客様に運行実費分を請求し、精算を完了させてください。

また、お客様都合での運行時間の超過や物品の破損等により、追加で料金が発生した場合もバス会社は運行後にお客様に直接追加料金を請求し、料金を受領してください。

## 5 バス代金およびキャンセル料の精算

当社は、終了したバスの運行について、ひと月ごとまとめ、明細書を作成します。

当社がバス会社に支払う料金が発生した場合、バス会社は、サイト上で明細書を確認の上、請求書を発行し、当社に送付してください。当社は、15 日までに届いた請求書分を当月末にバス会社に銀行振込を行います。16 日以降月末までに届いた請求書は翌月末に銀行振込を行います。

当社がバス会社に支払う料金は、次の通りとなります。

- (1) バスの運行をした場合、当社は、お客様から預かったバス運行料金からサイト利用料を差し引いた額をバス会社に支払います。
- (2) キャンセル料が発生した場合、当社はお客様から預かったキャンセル料からサイト利用料を差し引いた額をバス会社に支払います。

バス会社が当社に支払う料金が発生した場合、当社は、翌月中に請求書を送りますので、バス会社は期日までに支払いを行ってください。

バス会社が当社に支払う料金は、次の通りとなります。

- (1) バス会社がいちユーザーとして、他のバス会社に運行を依頼した場合、サイト利用料を含んだバス運行料金を当社に支払います。

## 第 11 条（運行申込書および行程表の交付）

バス会社は、前条の定めるバス運行契約の成立後、お客様に、運行申込書および行程表（旅行日程、バス運行に関する内容等を記載した書面）をサイト内に入力または添付ファイルとしてアップし、お客様に交付します。

お客様が日本語の入力ができない場合等、当社がお客様の代わりにバスを手配した場合は、行程表は当社が作成し、お客様およびバス会社にサイト内にて交付します。

## 第 12 条（確定情報）

バス会社は、運行開始日の前日 17 時までには、お客様に、運行乗務員の氏名および緊急連絡先を通知し、運行に関する最終連絡を行ってください。

- 2 前項の場合において、運行開始日の前日以前であっても、お客様から手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、バス会社は迅速かつ適切にこれに回答してください。

## 第 13 条（バス運行料金および実費分費用）

バス会社は、国土交通省が定めた貸切バスの下限運賃を下回らないように見積提示をしてください。下限額を下回って提示した見積り案件の処罰等について、当社は一切責任を負いません。

なお、次に掲げる料金はバスの運行料金には含まれないため、料金が発生した場合はバス会社がお客様に直接請求を行い、精算を完了させてください。

- (1) 高速道路料金等の有料道路通行料金
- (2) バスの駐車料金
- (3) 乗務員の宿泊費用
- (4) その他、運行日に発生した費用

## 第 14 条（バス運行契約内容の変更）

バス会社は、お客様と協議の上、バス運行契約後の行程の変更をすることができます。この変更に関し発生した追加料金については、バス会社がお客様に直接請求を行い、精算を完了させてください。

- 2 前項は偶発的に発生するもののため、慢性的にバス会社が故意に見積金額を下げ、その分をお客様から直接追加料金を受領するなどの不正利用が明らかとなった場合、当社は、バス会社に対しペナルティ料を請求します。

- 3 バス会社は、天災地変その他の理由により当初の運行計画によらない事由が生じた場合において、運行の安全かつ円滑な実施を図るため、お客様にあらかじめ説明して、運行内容を変更してください。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明をしてください。

## 第 15 条（契約の解除）

### 【お客様による契約の任意解除】

お客様は、定められたキャンセル料を支払って、バス運行契約を解除することができます。

- 2 お客様がバス会社の営業時間内に電話にて連絡を行い、バス会社が運行のキャンセルを承諾した時点でバス運行契約の解除となります。

運行がキャンセルとなった場合、サイト内のフォームにて当日中に当社に運行キャンセルの連絡を行ってください。

- 3 当社は、別表一のキャンセル料からサイト利用料を差し引いた額を第 10 条 5 項に基づきバス会社に支払います。ただし、予定運行出発日の 7 日以内にキャンセルになった案件に限ります。

### 【バス会社の責に帰すべき事由による解除】

- 4 バス会社はやむを得ない理由によりバスの運行ができなくなった場合、別のバス会社を手配し、別のバス会社が当該バス運行契約にかかるバス運行業務を代行することとする。なお、お客様とのバス運行業務の代行（お客様との連絡、書面の作成交付、別のバス会社へのバス料金の支払い）については、当社ではなく運行契約の当事者であるバス会社が行うものとします。

5 前項にかかわらず、運行契約の当事者であるバス会社がバス運行業務を代行する別のバス会社を手配できなかった場合、運行契約の当事者であるバス会社は、お客様に対しバス料金及び●違約金を支払い、かつ、当社が得るはずであったサイト利用料を当社に支払います。

【不可抗力又は当社の責に帰すべき事由による解除】

6 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約内容の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいときは、お客様に理由を説明して、バス運行契約を解除することがあります。

●その際、キャンセル料やサイト利用料は発生せず、当社はお客様にバス運行料金の全額を返金します。

第 16 条（サイト利用料およびバス運行料金の精算）

バス会社は、本サービスでマッチングしたバスの運行料金から、サイト利用料を当社に支払うものとします。

なお、次に掲げる料金はバスの運行料金には含まれません。

- (1) 高速道路料金等の有料道路通行料金
- (2) バスの駐車料金
- (3) 乗務員の宿泊費用
- (4) その他、運行日に発生した費用

2 バス会社は、お客様による契約の任意解除の際に発生するキャンセル料から、サイト利用料を当社に支払うものとします。

第 17 条（JBUS サービス内容の変更等）

当社は、バス会社の承諾を得ることなく、本サービスの内容および本規約の内容を変更、追加または廃止することができるものとし、バス会社はこれに従うものとします。

第 18 条（通知または連絡）

バス会社と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。

当社は、バス会社から現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは発信時にバス会社へ到達したものとみなします。

第 19 条（JBUS サービスの譲渡）

当社は、本サービスの全部または一部を当社の裁量により第三者に譲渡することができ、その場合、譲渡された権利の範囲内でバス会社のアカウントを含む、本サービスに係る利用者の一切の権利が譲渡先に移転するものとします。

第 20 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

別表一

契約の解除日	取消料
運行出発日当日	運行料金の 100%
運行出発日前日	運行料金の 50%
運行出発日 2 日前と 3 日前	運行料金の 30%
運行出発日 4 日から 7 日前	運行料金の 20%
運行出発日 8 日前以前	なし